

第104号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立農村環境改善センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立農村環境改善センター

2 指定管理者

神戸市北区道場町塩田1454番地の2

神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会

会長 木元 賢三

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

神戸市立農村環境改善センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立農村環境改善センターの指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立農村環境改善センター

2. 指定管理者

神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会

代表者 会長 木元 賢三

住 所 神戸市北区道場町塩田 1454-2

3. 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和 6 年度～令和 11 年度 限度額：51,000 千円

5. 令和 7 年度予定額

10,117 千円（令和 6 年度指定管理料 8,390 千円）

6. 選定までのスケジュール

指定管理者選定評価委員会 令和 6 年 12 月 18 日（水）

7. 選定理由

当施設は、武庫川流域下水道設備の整備にあわせ、地域の生活基盤の充実を目的として「農村総合整備モデル事業」により昭和 60 年に建設された。多目的ホール（体育館）、会議室、調理室等は地域住民を中心に利用されており、地域行事の会場としても活用されている。

当該団体は、本施設運営のために設置され、道場町連合自治会長・副会長、代表農会長、婦人会長、道場小学校 PTA 会長等、地域団体メンバーにより構成されており、指定管理者制度導入後の平成 16 年 10 月より本施設の管理・運營業務を担っている。

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「地域に密着した施設で地域人材を活用する場合」については非公募選定をすることが可能であると定めており、これらのことから当該団体を指定管理者候補者として選定する。

## 〔施設の概要〕

### 1. 設立趣旨

武庫川流域下水道設備の整備にあわせ、地域の生活基盤の充実を目的として「農村総合整備モデル事業」により昭和60年に設置された。

### 2. 所在地

北区道場町塩田1454番地の2

### 3. 開設時期

昭和60年9月

### 4. 規模構造

鉄筋コンクリート造屋根一部鉄骨造一階建

敷地面積 7,745 m<sup>2</sup>、延床面積 1,198 m<sup>2</sup>

### 5. 施設内容

事務室、多目的ホール（体育館）、研修室、農産加工室等

### 6. 開館時間・休館日

開館時間：午前9時～午後5時

※必要があると認めるときは午後9時まで開館することができる。

休館日：火曜日と年末年始（12月28日から1月4日まで）

### 7. 利用状況

（単位：人）

年度	多目的ホール	研修室（洋）	研修室（和）	農産加工室	グラウンドなど	合計
令和3年度	14,864	1,635	429	39	286	17,253
令和4年度	15,875	889	515	43	74	17,396
令和5年度	10,306	1,132	1,053	104	198	12,793

※令和5年度は改修のため、9月から12月中旬まで多目的ホール使用中止。